

埼玉県報



埼玉県発行

目次

規則

○埼玉県立自然と川の博物館管理規則の一部を改正する規則

(生涯学習文化財課)

二

○埼玉県立げんきプラザ管理規則の一部を改正する規則

(生涯学習文化財課)

二

○埼玉県立図書館管理規則の一部を改正する規則

(生涯学習文化財課)

三

○埼玉県立文書館管理規則の一部を改正する規則

(生涯学習文化財課)

三

○埼玉県立スポーツ研修センター管理規則の一部を改正する規則

(スポーツ振興課)

三

○交番、駐在所及び警備派出所の設置に関する規則の一部を改正する規則

(地域課)

三

○埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

(交通規制課)

四

○職員の任用に関する規則の一部

四

を改正する規則(任用審査課)

○人事記録に関する規則の一部を改正する規則

訓令

○埼玉県立歴史と民俗の博物館長の職務の特例を定める訓令の一部を改正する訓令

(生涯学習文化財課)

六

告示

○特定非営利活動法人の設立に係る公告

(中央創造)

六

○業務システムのハード機器等の賃貸借に関する入札公告

(総務事務センター)

七

○埼玉県チチブリンドウ保護管理事業計画の概要

(みどり自然課)

九

○埼玉県キバナコウリンカ保護管理事業計画の概要

(みどり自然課)

九

○桶川都市計画生産緑地地区の変更

一〇

○救急病院等の申出

(医療整備課)

一〇

○指定定期検査機関及び指定計量証明検査機関の指定

(工業支援課)

一〇

○九郷阿保領用土地改良区の定款変更認可

(農村整備課)

一〇

○中里用水土地改良区の定款変更認可

(農村整備課)

一〇

○中条星宮土地改良区の定款変更認可

(農村整備課)

一〇

○児玉土地改良区(旧名称児玉北部土地改良区)の定款変更認可

(農村整備課)

一一

○荒川中部土地改良区の定款変更認可

(農村整備課)

一一

○測量法に基づく公共測量の終了

(用地課)

一一

○雨水流抑制施設の告示

(河川砂防課)

一一

○急傾斜地崩壊危険区域の指定

(河川砂防課)

一一

○桶川市下日出谷西土地地区画整理組合の定款の変更認可

(市街地整備課)

一二

○秩父都市計画公園事業の事業計画の変更の認可(公園課)

(公園課)

一二

○鴻巣都市計画公園事業の事業計画の変更の認可

一二

○計画の変更認可(下水道課)

一二

○富士見都市計画下水道事業の事業計画の変更認可

一二

○幸手都市計画下水道事業の事業計画の変更認可

一三

○荒川左岸南部流域下水道三崎中継ポンプ場で使用する電気に関する入札公告

一三

○荒川左岸南部流域下水道事務所

一四

○荒川左岸南部流域下水道荒川中継ポンプ場で使用する電気に関する入札公告

一五

○荒川左岸南部流域下水道指扇中継ポンプ場で使用する電気に関する入札公告

一七

○古利根川流域下水道清久中継ポンプ場で使用する電気に関する入札公告

一九

○古利根川流域下水道河原井中継ポンプ場で使用する電気に関する入札公告

一九

○古利根川流域下水道東中継ポンプ場で使用する電気に関する入札公告

二二

○開発行為に関する工事の完了公

二三

第一条の二 所長は、特別の事情があるときは、埼玉県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の承認を得て、条例第三条第一項に規定する休所日に開所し、又は臨時に休所日を定めることができる。

第十七条第一項中「場合については」の下に、「第一条の二」を加える。

附則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

埼玉県立図書館管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月二十一日

埼玉県教育委員会委員長 高橋 史朗

埼玉県教育委員会規則第六号

埼玉県立図書館管理規則の一部を改正する規則

埼玉県立図書館管理規則（平成十五年埼玉県教育委員会規則第十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三号中「同月四日」を「同月三日」に改める。

附則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

埼玉県立文書館管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月二十一日

埼玉県教育委員会委員長 高橋 史朗

埼玉県教育委員会規則第七号

埼玉県立文書館管理規則の一部を改正する規則

埼玉県立文書館管理規則（昭和五十年埼玉県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三号を次のように改める。

三 一月二日及び同月三日並びに十二月二十九日から同月三十一日まで

附則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

埼玉県立スポーツ研修センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月二十一日

埼玉県教育委員会委員長 高橋 史朗

埼玉県教育委員会規則第八号

埼玉県立スポーツ研修センター管理規則の一部を改正する規則

埼玉県立スポーツ研修センター管理規則（昭和五十八年埼玉県教育委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「十二月二十八日」を「十二月二十九日」に改める。

附則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

交番、駐在所及び警備派出所の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月21日

埼玉県公安委員会委員長 由木 義文

埼玉県公安委員会規則第2号

交番、駐在所及び警備派出所の設置に関する規則の一部を改正する規則

交番、駐在所及び警備派出所の設置に関する規則（昭和40年埼玉県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1浦和東警察署の項中

尾	間	木	交	番
中		尾	交	番

中	尾	交	番
東	浦	和	駅
		前	交
		番	

に改め、同表朝霞警察署の項中、

和	光	交	番
和	光	市	駅
		前	交
		番	

を

新	倉交番	和光市
和	光交番	和光市
和	光市駅前交番	

に改める。

別表第2中朝霞警察署の項を削る。

附 則

この規則中別表第1朝霞警察署の項及び別表第2の改正規定は平成20年3月22日から、別表第1浦和東警察署の項の改正規定は平成20年3月29日から施行する。

埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月21日

埼玉県公安委員会委員長 由木 義文

埼玉県公安委員会規則第3号

埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

埼玉県道路交通法施行細則(昭和41年埼玉県公安委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

別表2に次のように加える。

255	一般国道407号	東松山市大字上野本字久保原1544番1地先から東松山市大字高坂字長瀬413番2地先まで
256	一般国道468号首都圏中央連絡自動車道	鶴ヶ島市大字藤金字道上469番1から比企郡川島町大字中山字蛸田33番1まで

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月二十一日

埼玉県人事委員会委員長 香川 實

埼玉県人事委員会規則六一六八

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則(埼玉県人事委員会規則六一一)の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「第五十五条」を「第八十七条」に、「第六十九条の二」を「第八十一条」に、「第四十六条」を「第五十六条」に改める。

別表第二職員採用上級試験の項出題分野の欄中「機械力学」の下に「制御」を加え、同表免許資格職員採用試験の項出題分野の欄中「情報サービス概説」を「情報サービス論」に、「資料組織概説」を「資料組織論」に改める。

別表第五を次のように改める。

別表第五 選考の対象となる職(第十五条関係)

1	医師の職	17	通訳の職
2	歯科医師の職	18	医療社会事業の職
3	診療放射線技師の職	19	福祉工学の職
4	臨床検査技師の職	20	がん研究の職
5	歯科衛生士の職	21	環境研究の職
6	看護師の職	22	言語聴覚士の職
7	理学療法士の職	23	視能訓練士の職
8	作業療法士の職	24	歩行訓練士の職
9	職業訓練指導員の職	25	精神保健福祉指導の職
10	児童自立支援専門員の職	26	義肢装具士の職
11	児童生活支援員の職	27	臨床工学技士の職
12	寮母の職	28	体育指導員の職
13	保育士の職	29	犯罪鑑識の職
14	学芸員の職	30	音楽隊員の職
15	心理の職	31	交通技術の職
16	水産の職		

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

- 附 則
- この規則は、平成二十年四月一日から施行する。
 - 勤務記録カードの様式については、第三条第二項の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

訓 令

埼玉県教育委員会教育長訓令第一号

埼玉県教育局
県立教育機関

埼玉県立歴史と民俗の博物館長の職務の特例を定める訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年三月二十一日

埼玉県教育委員会教育長 島 村 和 男

訓 令
埼玉県立歴史と民俗の博物館長の職務の特例を定める訓令の一部を改正する

埼玉県立歴史と民俗の博物館長の職務の特例を定める訓令（平成十八年埼玉県教育委員会教育長訓令第七号）の一部を次のように改正する。

本則中「埼玉県立川の博物館」を削る。

附 則

この訓令は、平成二十年四月一日から施行する。

告 示

埼玉県告示第三百九十四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定

非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、

設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、総務部NPO活動推進課及び埼玉県中央地域創造センターにおいて備え置く方法並びに

インターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十年三月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十年三月十一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人西興連

三 代表者の氏名

鎌田 一男

四 主たる事務所の所在地

埼玉県川口市川口五丁目八番二号

五 定款に記載された目的

この法人は、川口市およびその近隣地域の神輿担ぎ手の親睦を図るとともに、伝統文化としての神輿の普及継承を中心として、地域文化の高揚と地域社会の活性化に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第三百九十五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定

非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、

設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、総務部NPO活動推進課及び埼玉県東部地域創造センターにおいて備え置く方法並びに

インターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十年三月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十年三月十二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ふるさと

代表者の氏名

國井 敏光

三 主たる事務所の所在地

埼玉県春日部市緑町四丁目五番七号

四 定款に記載された目的

この法人は、障害者及び高齢者に対し、ふれあいと健やかな生活の提供を行い、豊かに暮らせる地域社会を創造することで福祉の増進に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第309十六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり
「競争入札」にする。

平成二十年三月二十一日

埼玉県長 田 畑 匡

1 調達内容

- (1) 購入等件名及び数量
業務システムのサーバ機器等の賃貸借 一式
- (2) 調達案件の仕様等
入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成21年1月1日(木)から平成25年12月31日(火)まで。ただし、平成21年度以降において、埼玉県の歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 履行場所

埼玉県総務部総務事務センター所長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない業者については、紙媒体による入札書の郵送も認める。落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 物品買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示(平成18年埼玉県告示第1543号)に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。
- (3) 物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要領(平成8年6月13日付け出

物第180号)に基づく指名停止期間中ではない者であること。

- (4) 埼玉県の物品の買入れ等の契約に係る暴力団排除措置要領(平成19年3月27日付け出物第1153号)に基づく指名除外措置を受けていない者であること。
- (5) ISMS 認証又はプライバシーバイデザインの認定を受けていること。
- (6) 国又は地方公共団体等での類似業務の受注実績があること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札説明書及び仕様書の入手方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」からダウンロードする場合
入手手順は、次のとおり。

- (ア) 埼玉県ホームページを開く。
- (イ) 電子サービス窓口の「入札・調達」を選択する。
- (ウ) 埼玉県電子入札総合案内(工事・物品)メニュー内の「3:システム入札」を選択する。

(エ) 「入札情報公開システム」を選択する。

(オ) 調達機関名は「埼玉県」を選択する。

(カ) 「物品等」を選択する。

(キ) 「1 発注情報の検索」を選択する。

(ク) 検索ボタンをクリックする。

(ケ) 本入札案件を選択する。

イ 紙媒体での入手を希望する場合

3(2)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡をすること)。

- (2) 紙媒体の入札書を郵送する場合の提出場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先(3(1)アの場合を含む)

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部総務事務センター文書管理システム担当 木下 俊夫、上木 孝子 電話048-830-2298(直通)

(3) 入札説明会の場所及び日時

ア 場所

埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県庁第二庁舎10階 IT

イ 日時

平成20年3月28日(金) 午後2時

(4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を利用する場合
競争入札参加資格の確認を得た日から平成20年5月2日(金) 午前10時ま
で

イ 紙媒体の入札書を郵送する場合
競争入札参加資格の確認を得た日から平成20年5月1日(木) 午後5時ま
で(必着)
書留郵便によること。

(5) 開札の場所及び日時

埼玉県総務部総務事務センター 平成20年5月2日(金) 午前11時
なお、開札への立会いは、不要とする。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた
額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第
18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、
免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた
額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する
場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書
を次のいずれかの方法で平成20年4月7日(月)午後5時までに提出し、競争
入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提
出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を利用する場合

同システムから確認申請する。ただし、添付書類等については、郵送又は
持参による提出を認める。この場合は、3(2)の提出先に郵送又は持参により

提出する。

なお、郵送による場合は書留郵便とし、上記の期限内に必着のこと。

イ 紙媒体の入札書を郵送する場合
3(2)の提出先まで郵送により提出する。

なお、書留郵便とし、上記の期限内に必着のこと。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定め
る規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低
の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 低入札価格調査制度に係る調査基準価格

無

(8) 手続における交渉の有無

無

(9) 競争入札参加資格の付与

2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定
の競争入札参加資格審査申請書に必要な事項を記入した上、必要な書類を添付し
て、埼玉県出納局物品管理課登録担当(電話048-830-5775(直通) 千330-9301
埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号)に提出すること。

(10) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を
受注者に支払うものとする。

(11) 特記事項

平成20年度の歳入歳出予算が議決されなかつたとき、又は歳入歳出予算の当
該金額に減額等があつたときは、調達手続を延期し、又は停止することがある。

(12) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature of Services Required :

Lease of the Saitama Prefecture's Document Management, Accounting and Traveling Expense System server.

(2) Deadline for Submissions :

By the electronic tender system : 10 : 00 a.m., May 2, 2008

By registered mail : 5 : 00 p.m., May 1, 2008

(3) Contact Information :

Document Management System Group

Computerized Administration Center, General Affairs Department Saitama

Prefectural Government Takasago 3-15-1, Urawaku, Saitama-shi, Saitama-ken 330

-9301 Telephone. 048-830-2298

埼玉県告示第三百九十七号

埼玉県希少野生動植物の種の保護に関する条例(平成十二年埼玉県条例第十一号)第二十六条第一項の規定に基づき、埼玉県チチブンドウ保護管理事業計画を定めたので、同条第三項の規定に基づき、その概要を次のとおり告示する。

平成二十年三月二十一日

埼玉県知事 上田清司

一 事業の目標

チチブンドウが自然状態で継続的に生育できること。

二 事業の区域

チチブンドウ生育地及びその周辺地域

三 事業の内容

イ 個体群の保全及び管理

(1) 生育状況等の把握

本計画を適切かつ効果的に実施

するため、土地所有者等と連携して調査及びモニタリングを行い、種の特性、生育状況、個体群に影響を及ぼす要因等について把握する。

(2) 保全対策

生育状況調査等の結果を踏まえ、土地所有者等の協力を得ながら、必要に応じて、動物による食害の防止、登山者等による踏みつけの防止、園芸採取の抑止、人工増殖等の対策を実施する。

ロ 生育環境の保全及び管理

(1) 生育環境の把握
本種の生育地は、周辺の森林環境の影響を受けやすいことから、生育地周辺の森林の状況等の把握

に努める。

(2) 保全対策

森林施業、歩道整備等の計画を把握し、生育環境の悪化が予想される場合は、土地所有者等に対して生育環境保全への協力を要請する。

ハ 法的規制、法的位置付け等

埼玉県希少野生動植物の種の保護に関する条例に基づき、原則として採取を認めない。

ニ 社会的支援体制の強化及び普及啓発の推進

自然保護団体や地域住民等による保全活動推進のための人材の育成を行うとともに、希少野生動植物の保護について効果的な普及啓発を推進する。

ホ 事業推進への連携体制

県、国、関係市町村、土地所有者等及び自然保護団体は、本種がおかれている現状等についての認識を共有し、保護管理を行う連携体制の構築を図る。

埼玉県告示第三百九十八号

埼玉県希少野生動植物の種の保護に関する条例(平成十二年埼玉県条例第十一号)第二十六条第一項の規定に基づき、埼玉県キバナコウリシカ保護管理事業計画を定めたので、同条第三項の規定に基づき、その概要を次のとおり告示する。

つき、その概要を次のとおり告示する。

平成二十年三月二十一日

埼玉県知事 上田清司

一 事業の目標

キバナコウリシカが継続的に存続できること。

二 事業の区域

キバナコウリシカ生育地及びその周辺地域

三 事業の内容

イ 個体群の保全及び管理

(1) 生育状況等の把握
本計画を適切かつ効果的に実施するため、自然保護団体等と連携して調査及びモニタリングを行い、種の特性、生育状況、個体群に影響を及ぼす要因等について把握する。

(2) 保全対策

生育状況調査等の結果を踏まえ、土地所有者等の協力を得ながら、必要に応じて、動物による食害の防止、登山者等による踏みつけの防止、園芸採取の抑止、人工増殖等の対策を実施する。

ロ 生育環境の保全及び管理

(1) 生育環境の把握
本種の生育環境を保全するためには石灰岩地の特殊な植物群落全体の保全が重要であることから、これらの植物群落の動態、生育地周辺の表層土や露岩の崩壊状況等

の把握に努める。
(2) 保全対策

登山者の踏みつけ等による生育地の表層土崩壊のおそれがある場合には、土地所有者等の協力を得て、崩壊防止対策を実施する。

ハ 法的規制、法的位置付け等

埼玉県希少野生動物植物の種の保護に関する条例に基づき、原則として採取を認めない。

ニ 社会的支援体制の強化及び普及啓発の推進

自然保護団体や地域住民等による保全活動推進のための人材の育成を行うとともに、希少野生動物植物の保護について効果的な普及啓発を推進する。

ホ 事業推進への連携体制

県、関係市町村、土地所有者等及び自然保護団体は、本種がおかれている現状等についての認識を共有し、保護管理を行う連携体制の構築を図る。

埼玉県告示第三百九十九号

桶川市から桶川都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然

課において縦覧に供する。

平成二十年三月二十一日

埼玉県知事 上田 清司

埼玉県告示第四百号

次の表の上欄に掲げる病院及び診療所を救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項に規定する救急病院又は救急診療所として平成二十年三月二十日認定し、その有効期限をそれぞれ同表の下欄のとおりとした。

平成二十年三月二十一日
埼玉県知事 上田 清司

病院及び診療所	所在地	有効期限
北里研究所メデイカルセンター病院	北本市荒井六一〇〇	平成二十三年三月十九日
自治医科大学附属さいたま医療センター	さいたま市大宮区天沼町一八四七	同右
堀ノ内病院	新座市堀ノ内二一九一三一	同右
医療法人財団ヘリオス会ヘリオス会病院	鴻巣市広田八二四一一	同右
医療法人財団聖蹟会埼玉聖蹟会埼玉聖蹟会	桶川市大字坂田一七二六	同右
小林病院	入間市宮寺二四一七	同右
大谷整形外科病院	東松山市大字下野本五一七	同右

深谷中央病院	深谷市原郷五〇〇	平成二十三年三月十九日
社会福祉法人恩賜財団済生会支部埼玉県済生会栗橋病院	北葛飾郡栗橋町大字小右衛門七四一六	同右
大宮医師会市民病院	さいたま市北区宮原町二一二五一一六	同右
宇治病院	さいたま市大宮区宮町二九〇	同右
医療法人社団協友会東大宮総合病院	さいたま市見沼区東大宮五一八一一三	同右
医療法人一成会さいたま記念病院	さいたま市見沼区大字東宮下一九六	同右
医療法人行定病院	川越市脇田本町四一三	同右

埼玉県告示第四百一号

計量法(平成四年法律第五十一号)第二十条第一項に規定する指定定期検査機関及び同法第一百七十七条第一項に規定する指定計量証明検査機関として、次のとおり平成二十年三月十一日付けで指定した。

平成二十年三月二十一日
埼玉県知事 上田 清司

- 一 名称 社団法人埼玉計量協会
- 二 所在地 さいたま市北区榎引町二丁目二百五十四番地一 埼玉県計量検定所内

三 指定期間

平成二十年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで

埼玉県告示第四百二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を平成二十年三月十七日認可した。

平成二十年三月二十一日
埼玉県知事 上田 清司

- 一 名称 九郷阿保領用土地利用改良区
- 二 事務所の所在地 児玉郡神川町

埼玉県告示第四百三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を平成二十年三月十七日認可した。

平成二十年三月二十一日
埼玉県知事 上田 清司

- 一 名称 中里用土地利用改良区
- 二 事務所の所在地 坂戸市

埼玉県告示第四百四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を平成二十年三月十七日認可した。

平成二十年三月二十一日
埼玉県知事 上田清司

一名 称
中条屋宮土地改良区
二 事務所の所在地
熊谷市

埼玉県告示第四百五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を平成二十年三月十七日認可した。

平成二十年三月二十一日
埼玉県知事 上田清司

一名 称
児玉土地改良区(旧名称児玉北部土地改良区)

二 事務所の所在地
本庄市

埼玉県告示第四百六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を平成二十年三月十七日認可した。

平成二十年三月二十一日

埼玉県知事 上田清司
一名 称
荒川中部土地改良区

二 事務所の所在地
深谷市

埼玉県告示第四百七号

平成十九年埼玉県告示第千五百七号で公示した公共測量(ほ場整備の基準点測量・地区界測量)は、平成二十年三月十日終了した旨測量計画機関の長である社団法人埼玉県農林公社理事長井上清から通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十年三月二十一日
埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第四百八号

平成十九年埼玉県告示第千五百十九号で公示した公共測量(四級基準点測量及び出来形確認測量)は、平成二十年二月二十七日終了した旨測量計画機関の長である栗橋・大利根土地地区画整理一部事務組合管理者斉藤和夫から通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十年三月二十一日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第四百九号

平成十九年埼玉県告示第千四百一号で公示した公共測量(街区基準点復旧測量)は、平成二十年一月二十八日終了した旨測量計画機関の長である川口市長岡村幸四郎から通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十年三月二十一日
埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第四百十号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例(平成十八年埼玉県条例第二十号)第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認められたので、告示する。

平成二十年三月二十一日
埼玉県知事 上田清司

- 一 許可番号 第二〇〇六一二七〇号
- 二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域 朝霞市大字上内間木黒沼四六〇―一外六十筆
- 三 雨水流出抑制施設の容量 容量 一八四・五立方メートル

埼玉県告示第四百十一号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、関係図書は、埼玉県秩父県土整備事務所において縦覧に供する。
平成二十年三月二十一日

埼玉県知事 上田清司

一 上町地区

次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱九号までを順次結んだ線及び標柱九号と標柱一号を結んだ線によって囲まれた区域

標柱番号	市町村	大字	字	地番
一	秩父市	上町三丁目		一八四〇番地先
二	同	同		一八四五番三九

三	秩父市	一八四五番二九
四	同	一八四五番一五
五	同	一八四一番一 地先
六	同	一八四一番一 地先
七	同	一八三九番一
八	同	一八三九番一 地先
九	同	一八三九番一 地先

埼玉県告示第四百十二号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第三十九条第一項の規定により土地区画整理組合の定款の変更を認可したので、次のとおり公告する。

平成二十年三月二十一日

埼玉県知事 上田清司

一 組合の名称

桶川市下日出谷西土地区画整理組合

二 事業施行期間

昭和六十一年七月十五日から

平成二十二年三月三十一日まで

三 施行地区

桶川市下日出谷西二丁目、二丁目、三丁目

四 事務所所在地

桶川市下日出谷西二丁目十七番地の

五 設立認可の年月日

昭和六十一年七月十五日

昭和六十一年七月十五日

六 変更内容

事務所の所在地を「桶川市下日出谷西二丁目十七番地の二」から、「桶川市大字上日出谷九四一番地二」と変更する。

七 変更認可の年月日

平成二十年三月二十一日

埼玉県告示第四百十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、平成十五年埼玉県告示第千三百二号で告示した秩父都市計画公園事業(秩父市施行)の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成二十年三月二十一日

埼玉県知事 上田清司

一 事業施行期間

昭和四十三年十月二十八日から平成

二十五年三月三十一日まで

二 変更に係る事業地

イ 収用の部分

熊木町・大宮字坂氷地内において事業地を変更する

ロ 使用の部分

変更なし

埼玉県告示第四百十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、平成十五年埼玉県告示第五百六十六号で告示した鴻巣都市計画公園事業(鴻巣市施行)の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成二十年三月二十一日

埼玉県知事 上田清司

一 事業施行期間

平成九年七月四日から平成二十二年三月三十一日まで

二 変更に係る事業地

イ 収用の部分

変更なし

ロ 使用の部分

変更なし

埼玉県告示第四百十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、昭和五十二年埼玉県告示第千七百八十六号

で告示した幸手都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成二十年三月二十一日

埼玉県知事 上田清司

一 施行者の名称

大利根町

二 都市計画事業の種類及び名称

幸手都市計画下水道事業大利根公共

下水道

三 事業施行期間

昭和五十二年十二月二十七日から

平成二十五年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 汚水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

ロ 雨水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

埼玉県告示第四百十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、昭和五十一年埼玉県告示第三百五十八号で告示した富士見都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとお

り告示する。

平成二十年三月二十一日

埼玉県知事 上田清司

一 施行者の名称

ふじみ野市

二 都市計画事業の種類及び名称

富士見都市計画下水道事業ふじみ野

公共下水道

三 事業施行期間

昭和五十一年三月十二日から

平成二十五年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 汚水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

ロ 雨水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

埼玉県告示第四百十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百

号)第六十三条第一項の規定により、昭

和五十二年埼玉県告示第千五百四十八号

で告示した幸手都市計画下水道事業の事

業計画の変更を認可したので、次のとお

り告示する。

平成二十年三月二十一日

埼玉県知事 上田清司

一 施行者の名称

鷺宮町

二 都市計画事業の種類及び名称

幸手都市計画下水道事業鷺宮公共下

水道

三 事業施行期間

昭和五十二年十一月二十二日から

平成二十五年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 汚水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

昭和五十二年埼玉県告示第千五

百四十八号、昭和五十九年埼玉県

告示第千四百八十五号、昭和六十

一年埼玉県告示第千三百九十三号、昭

和六十三年埼玉県告示第千四百七

号、平成三年埼玉県告示第千二百

九十一号、平成七年埼玉県告示第

千二百七号、平成十一年埼玉県告

示第千二百四十三号及び平成十五年

埼玉県告示第千七百四十号の事業地

に、鷺宮町大字久本寺字谷田、字

新田、大字上内字間之道地内を加

える。

ロ 雨水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

昭和五十二年埼玉県告示第千五

百四十八号、昭和五十九年埼玉県

告示第千四百八十五号、昭和六十

一年埼玉県告示第千三百九十三号、昭

和六十三年埼玉県告示第千四百七

号、平成三年埼玉県告示第千二百

九十一号、平成七年埼玉県告示第

千二百七号、平成十一年埼玉県告

示第千二百四十三号及び平成十五年

埼玉県告示第千七百四十号の事業地

に、鷺宮町大字久本寺字谷田、字

新田、大字上内字間之道地内を加

える。

埼玉県告示第四百十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百

号)第六十三条第一項の規定により、昭

和五十二年埼玉県告示第千三百九十四号

で告示した幸手都市計画下水道事業の事

業計画の変更を認可したので、次のとお

り告示する。

平成二十年三月二十一日

埼玉県知事 上田清司

一 施行者の名称

栗橋町

二 都市計画事業の種類及び名称

幸手都市計画下水道事業栗橋公共下

水道

三 事業施行期間

昭和五十二年十月二十一日から

平成二十五年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 汚水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

昭和五十二年埼玉県告示第千三

百九十四号、昭和五十八年埼玉県

告示第千七百四十五号、昭和六十二

年埼玉県告示第千三百十八号、平

成二年埼玉県告示第千三百七十一

号、平成六年埼玉県告示第千三百三

十号及び平成十六年埼玉県告示第

二千五百二十二号の事業地に、栗橋

町東六丁目地内を加える。

ロ 雨水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

昭和五十二年埼玉県告示第千三

百九十四号、昭和五十八年埼玉県

告示第千七百四十五号、昭和六十二

年埼玉県告示第千三百十八号、平

成二年埼玉県告示第千三百七十一

号、平成六年埼玉県告示第千三百三

十号及び平成十六年埼玉県告示第

二千五百二十二号の事業地に、栗橋

町東六丁目地内を加える。

埼玉県告示第四百十九号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十年三月二十一日

埼玉県長 田 畑 臣

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

荒川左岸南部流域下水道三崎中継ポンプ場で使用する電気 予定使用電力量
714,099キロワット時

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 供給期間

平成20年7月1日(火)から平成21年6月30日(火)まで。ただし、平成21年度において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があり、履行業務の対価の支払いが困難となる場合、当該契約は解除する。

(4) 需要場所

三崎中継ポンプ場

(5) 入札方法

入札金額は、各入札者において設定する契約電力に対する単価(kW単価)及び使用電力量に対する単価(kWh単価。同一月においては単一のものとする。)を根拠(小数点以下を含むことができる。)とし、県が提示する契約電力及び予定使用電力量の対価とすること。

なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 入札に参加することができる者は、本入札に参加するために必要な資格確認を受けた者に限る。

(2) 入札参加者の資格

入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 国又は地方自治体において電力調達の契約に係る指名停止等の措置を受けていない者であること。

ウ 埼玉県の物品の買入れ等の契約に係る暴力団排除措置要領(平成19年3月27日付け出物1153号)に基づく指名除外措置を受けていない者であること。

エ 物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要領(平成8年6月13日付け出物第180号)に基づく指名停止期間中ではない者であること。

オ 電気事業法(昭和39年法律第170号)第3条第1項の規定による許可(同条第2項の一般電気事業に係るものに限る。)を得ている者又は同法第16条の2第1項の規定による特定規模電気事業の届出を行っている者であること。

カ 上記1(1)の数量の電気を供給する能力を有する者であること。

(3) 参加資格要件の確認基準日

平成20年5月9日(金)とする。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
〒336-0026 埼玉県さいたま市南区辻8丁目27番20号 埼玉県荒川左岸南部下水道事務所 総務・管理担当 杉山 学 電話048-861-2051

(2) 入札説明書の交付場所及び期間

ア 場所

埼玉県荒川左岸南部下水道事務所

イ 期間

平成20年3月21日(金)から同年4月30日(水)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)を除く。)の午前9時から午後5時まで。

なお、埼玉県荒川左岸南部下水道事務所ホームページから入手することができる。

ホームページアドレス

<http://www.pref.saitama.lg.jp/A10/BE01/sagannanbu/top.html#news>

(3) 参加資格審査の申請等

本人札に参加を希望する者は、入札参加表明書及び資格確認書類を持参により提出し、参加資格の確認を受けなければならない。

ア 提出場所

埼玉県荒川左岸南部下水道事務所 総務・管理担当

イ 提出期限

平成20年5月1日(木)から同月9日(金)まで(日曜日、土曜日及び休日を除く。)の午前9時から午後5時まで

ウ 提出方法

日時を予約し、直接持参すること。

エ 結果の通知

入札参加資格要件を満たしているか否かの通知(確認結果通知書)は、平成20年5月16日(金)に郵送する。

(4) 入札・開札の場所及び日時

ア 場所

〒336-0026 埼玉県さいたま市南区辻8丁目27番20号 埼玉県荒川左岸南部下水道事務所 3階入札室

イ 日時

平成20年5月29日(木) 午後1時30分

(5) 郵便による場合の入札書のあて先、受領期限及び提出方法

ア あて先

〒336-0026 埼玉県さいたま市南区辻8丁目27番20号 埼玉県荒川左岸南部下水道事務所 総務・管理担当

イ 受領期限

平成20年5月28日(水) 午後5時(必着)

ウ 提出方法

書留郵便によること。

4 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合

は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(2) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条の規定に該当する入札書

(3) 契約書作成の要否

(4) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(7) 特記事項

平成20年度の歳入歳出予算が議決されなかつたとき、又は歳入歳出予算の当該金額に減額等があつたときは、調達手を延期し、又は停止することがある。

(8) その他詳細は、入札説明書による。

~~~~~

埼玉県知事 熊田 卓

次のような一般競争入札によります。

平成二十三年三月二十一日

埼玉県知事 田 豊 臣

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

荒川左岸南部流域下水道荒川中継ポンプ場で使用する電気 予定使用電力量  
573,248キロワット時

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 供給期間

平成20年7月1日(火)から平成21年6月30日(火)まで。ただし、平成21年度において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があり、履行業務の対価の支払いが困難となる場合、当該契約は解除する。

(4) 需要場所

荒川中継ポンプ場

(5) 入札方法

入札金額は、各入札者において設定する契約電力に対する単価(kW単価)及び使用電力量に対する単価(kWh単価、同一月においては単一のものとする。)を根拠(小数点以下を含むことができる。)とし、県が提示する契約電力及び予定使用電力量の対価とすること。

なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 入札に参加することができる者は、本入札に参加するために必要な資格確認を受けた者に限る。

(2) 入札参加者の資格

入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 国又は地方自治体において電力調達の契約に係る指名停止等の措置を受けていない者であること。

ウ 埼玉県の物品の買入れ等の契約に係る暴力団排除措置要領(平成19年3月27日付け出物1153号)に基づき指名除外措置を受けていない者であること。

と。

エ 物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要領(平成8年6月13日付け出物第180号)に基づき指名停止期間中でない者であること。

オ 電気事業法(昭和39年法律第170号)第3条第1項の規定による許可(同条第2項の一般電気事業に係るものに限る。)を得ている者又は同法第16条の2第1項の規定による特定規模電気事業の届出を行っている者であること。

カ 上記1(1)の数量の電気を供給する能力を有する者であること。

(3) 参加資格要件の確認基準日

平成20年5月9日(金)とする。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒336-0026 埼玉県さいたま市南区辻8丁目27番20号 埼玉県荒川左岸南部下水道事務所 総務・管理担当 杉山 学 電話048-861-2051

(2) 入札説明書の交付場所及び期間

ア 場所

埼玉県荒川左岸南部下水道事務所

イ 期間

平成20年3月21日(金)から同年4月30日(水)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)を除く。)の午前9時から午後5時まで。

なお、埼玉県荒川左岸南部下水道事務所ホームページからも入手することができる。

ホームページアドレス

<http://www.pref.saitama.lg.jp/A10/BE01/sagannanbu/top.html#news>

(3) 参加資格審査の申請等

本入札に参加を希望する者は、入札参加表明書及び資格確認書類を持参により提出し、参加資格の確認を受けなければならない。

ア 提出場所

埼玉県荒川左岸南部下水道事務所 総務・管理担当

イ 提出期限

平成20年5月1日(木)から同月9日(金)まで(日曜日、土曜日及び休

日を除く。)の午前9時から午後5時まで

ウ 提出方法

日時を予約し、直接持参すること。

エ 結果の通知

入札参加資格要件を満たしているか否かの通知(確認結果通知書)は、平成20年5月16日(金)に郵送する。

(4) 入札・開札の場所及び日時

ア 場所

〒336-0026 埼玉県さいたま市南区辻8丁目27番20号 埼玉県荒川左岸南部下水道事務所 3階入札室

イ 日時

平成20年5月29日(木) 午後2時

(5) 郵便による場合の入札書のあて先、受領期限及び提出方法

ア あて先

〒336-0026 埼玉県さいたま市南区辻8丁目27番20号 埼玉県荒川左岸南部下水道事務所 総務・管理担当

イ 受領期限

平成20年5月28日(水) 午後5時(必着)

ウ 提出方法

書留郵便によること。

4 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(2) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条の規定に該当する入札書

(3) 契約書作成の要件

要

(4) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(7) 特記事項

平成20年度の歳入歳出予算が議決されなかつたとき、又は歳入歳出予算の当該金額に減額等があったときは、調達手続を延期し、又は停止することがある。

(8) その他詳細は、入札説明書による。

埼玉県庁長課 四二二一 叩

次のとおり一筆線書きで記入すること。

〒336-0026 埼玉県さいたま市

埼玉県 田 田 田

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

荒川左岸南部流域下水道指扇中継ポンプ場で使用する電気 予定使用電力量 266,269キロワット時

(2) 調達案件の様相

入札説明書及び仕様書による。

(3) 供給期間

平成20年7月1日(火)から平成21年6月30日(火)まで。ただし、平成21

年度において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があり、履行業務の対価の支払いが困難となる場合、当該契約は解除する。

(4) 需要場所

指扇中継ポンプ場

(5) 入札方法

入札金額は、各入札者において設定する契約電力に対する単価 (kW 単価) 及び使用電力量に対する単価 (kWh 単価。同一月においては単一のものとする。) を根拠 (小数点以下を含むことができる。) とし、県が提示する契約電力及び予定使用電力量の対価とすること。

なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額 (当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。) をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 入札に参加することができる者は、本入札に参加するために必要な資格確認を受けた者に限る。

(2) 入札参加者の資格

入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。

ア 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 国又は地方自治体において電力調達の契約に係る指名停止等の措置を受けていない者であること。

ウ 埼玉県の物品の買入れ等の契約に係る暴力団排除措置要領 (平成19年3月27日付け出物1153号) に基づく指名除外措置を受けていない者であること。

エ 物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要領 (平成8年6月13日付け出物第180号) に基づく指名停止期間中でない者であること。

オ 電気事業法 (昭和39年法律第170号) 第3条第1項の規定による許可 (同条第2項の一般電気事業に係るものに限る。) を得ている者又は同法第16条の2第1項の規定による特定規模電気事業の届出を行っている者であるこ

と。

カ 上記1(1)の数量の電気を供給する能力を有する者であること。

(3) 参加資格要件の確認基準日

平成20年5月9日 (金) とする。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒336-0026 埼玉県さいたま市南区辻8丁目27番20号 埼玉県荒川左岸南部下水道事務所 総務・管理担当 杉山 学 電話048-861-2051

(2) 入札説明書の交付場所及び期間

ア 場所

埼玉県荒川左岸南部下水道事務所

イ 期間

平成20年3月21日 (金) から同年4月30日 (水) まで (日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律 (昭和23年法律第178号) に規定する休日 (以下「休日」という。) を除く。) の午前9時から午後5時まで。  
なお、埼玉県荒川左岸南部下水道事務所ホームページからも入手することができる。

ホームページアドレス

<http://www.pref.saitama.lg.jp/A10/BE01/sagannanbu/top.html#news>

(3) 参加資格審査の申請等

本入札に参加を希望する者は、入札参加表明書及び資格確認書類を持参により提出し、参加資格の確認を受けなければならない。

ア 提出場所

埼玉県荒川左岸南部下水道事務所 総務・管理担当

イ 提出期限

平成20年5月1日 (木) から同月9日 (金) まで (日曜日、土曜日及び休日を除く。) の午前9時から午後5時まで

ウ 提出方法

日時を予約し、直接持参すること。

エ 結果の通知

入札参加資格要件を満たしているか否かの通知 (確認結果通知書) は、平成20年5月16日 (金) に郵送する。

- (4) 入札・開札の場所及び日時
- ア 場所  
 〒336-0026 埼玉県さいたま市南区辻8丁目27番20号 埼玉県荒川左岸南部下水道事務所 3階入札室
- イ 日時  
 平成20年5月29日(木) 午後2時30分
- (5) 郵便による場合の入札書のあて先、受領期限及び提出方法
- ア あて先  
 〒336-0026 埼玉県さいたま市南区辻8丁目27番20号 埼玉県荒川左岸南部下水道事務所 総務・管理担当
- イ 受領期限  
 平成20年5月28日(水) 午後5時(必着)
- ウ 提出方法  
 書留郵便によること。
- 4 その他
- (1) 入札保証金及び契約保証金
- ア 入札保証金  
 入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。
- イ 契約保証金  
 契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。
- (2) 入札の無効  
 次に掲げる入札書は、無効とする。
- ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書
- イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書
- ウ 財務規則第97条の規定に該当する入札書
- (3) 契約書作成の要否  
 要

- (4) 落札者の決定方法  
 財務規則第94条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (5) 手続における交渉の有無  
 無
- (6) 支払条件  
 発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。
- (7) 特記事項  
 平成20年度の歳入歳出予算が議決されなかつたとき、又は歳入歳出予算の当該金額に減額等があったときは、調達手続を延期し、又は停止することがある。
- (8) その他詳細は、入札説明書による。



埼玉県中央競馬場

次のような一筆懸垂入札を実施する。

平成二十二年三月二十一日

埼玉県中央競馬場 田 田 田

- 1 調達内容
- (1) 購入等件名及び数量  
 古利根川流域下水道清久中継ポンプ場で使用する電気 予定使用電力量約243,767キロワット時
- (2) 調達案件の仕様等  
 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 供給期間  
 平成20年7月1日(火)から平成21年6月30日(火)まで。ただし、平成21年度において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があり、履行業務の対価の支払いが困難となる場合、当該契約は解除する。
- (4) 需要場所  
 清久中継ポンプ場
- (5) 入札方法  
 入札金額は、各入札者において設定する契約電力に対する単価(kW単価)

及び使用電力量に対する単価 (kWh 単価。同一月においては単一のものとする。)を根拠 (小点数以下を含むことができる。)とし、県が提示する契約電力及び予定使用電力量の対価とすること。

なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額 (当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 入札に参加することができる者は、本人札に参加するために必要な資格確認を受けた者に限る。

(2) 入札参加者の資格

入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。

ア 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 国又は地方自治体において電力調達の契約に係る指名停止等の措置を受けていない者であること。

ウ 埼玉県の物品の買入れ等の契約に係る暴力団排除措置要領 (平成19年3月27日付け出物1153号) に基づく指名除外措置を受けていない者であること。

エ 物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要領 (平成8年6月13日付け出物第180号) に基づく指名停止期間中でない者であること。

オ 電気事業法 (昭和39年法律第170号) 第3条第1項の規定による許可 (同条第2項の一般電気事業に係るものに限る。)を得ている者又は同法第16条の2第1項の規定による特定規模電気事業の届出を行っている者であること。

カ 上記1(1)の数量の電気を供給する能力を有する者であること。

(3) 参加資格要件の確認基準日

平成20年5月9日 (金) とする。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒361-0023 埼玉県行田市長野952番 1号 埼玉県荒川左岸北部下水道事務所 総務・管理担当 榊 智恵子 電話048-564-0018

(2) 入札説明書の交付場所及び期間

ア 場所

埼玉県荒川左岸北部下水道事務所

イ 期間

平成20年3月21日 (金) から同年4月30日 (水) まで (日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律 (昭和23年法律第178号) に規定する休日 (以下「休日」という。)を除く。)の午前9時から午後5時まで。

なお、埼玉県荒川左岸北部下水道事務所ホームページからも入手することができる。

ホームページアドレス

<http://www.pref.saitama.lg.jp/A10/BE03/homepage/top.html>

(3) 参加資格審査の申請等

本人札に参加を希望する者は、入札参加表明書及び資格確認書類を持参により提出し、参加資格の確認を受けなければならない。

ア 提出場所

埼玉県荒川左岸北部下水道事務所 総務・管理担当

イ 提出期限

平成20年5月1日 (木) から同月9日 (金) まで (日曜日、土曜日及び休日を除く。)の午前9時から午後5時まで

ウ 提出方法

日時を予約し、直接持参すること。

エ 結果の通知

入札参加資格要件を満たしているか否かの通知 (確認結果通知書) は、平成20年5月16日 (金) に郵送する。

(4) 入札・開札の場所及び日時

ア 場所

〒336-0026 埼玉県さいたま市南区辻8丁目27番20号 埼玉県荒川左岸南

部下水道事務所 3階入札室

イ 日時

平成20年5月29日 (木) 午後3時

(5) 郵便による場合の入札書のあて先、受領期限及び提出方法

ア あて先

〒361-0023 埼玉県行田市長野952番1号 埼玉県荒川左岸北部下水道事

務所 総務・管理担当

イ 受領期限

平成20年5月28日(水) 午後5時(必着)

ウ 提出方法

書留郵便によること。

4 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(2) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条の規定に該当する入札書

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(7) 特記事項

平成20年度の歳入歳出予算が議決されなかったとき、又は歳入歳出予算の当該金額に減額等があったときは、調達手続を延期し、又は停止することがある。

(8) その他詳細は、入札説明書による。

埼玉県中央競馬場

〒361-0023 埼玉県行田市長野952番1号

〒361-0023 埼玉県行田市長野952番1号

埼玉県中央競馬場

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

古利根川流域下水道河原井中継ポンプ場で使用する電気 予定使用電力量約189,413キロワット時

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 供給期間

平成20年7月1日(火)から平成21年6月30日(火)まで。ただし、平成21年度において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があり、履行業務の対価の支払いが困難となる場合、当該契約は解除する。

(4) 需要場所

河原井中継ポンプ場

(5) 入札方法

入札金額は、各入札者において設定する契約電力に対する単価(KW単価)及び使用電力量に対する単価(KWh単価。同一月においては単一のものとする。)を根拠(小数点以下を含むことができる。)とし、県が提示する契約電力及び予定使用電力量の対価とすること。

なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、

入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であることを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 入札に参加することができる者は、本入札に参加するために必要な資格確認を受けた者に限る。

(2) 入札参加者の資格

入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 国又は地方自治体において電力調達の契約に係る指名停止等の措置を受けていない者であること。

ウ 埼玉県の物品の買入れ等の契約に係る暴力団排除措置要領（平成19年3月27日付け出物1153号）に基づく指名除外措置を受けていない者であること。

エ 物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要領（平成8年6月13日付け出物第180号）に基づく指名停止期間中でない者であること。

オ 電気事業法（昭和39年法律第170号）第3条第1項の規定による許可（同条第2項の一般電気事業に係るものに限る。）を得ている者又は同法第16条の2第1項の規定による特定規模電気事業の届出を行っている者であること。

カ 上記1(1)の数量の電気を供給する能力を有する者であること。

(3) 参加資格要件の確認基準日  
平成20年5月9日（金）とする。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先  
〒361-0023 埼玉県行田市長野952番1号 埼玉県荒川左岸北部下水道事務所 総務・管理担当 榑 智恵子 電話048-564-0018

(2) 入札説明書の交付場所及び期間

ア 場所

埼玉県荒川左岸北部下水道事務所

イ 期間

平成20年3月21日（金）から同年4月30日（水）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時まで。  
なお、埼玉県荒川左岸北部下水道事務所ホームページからも入手することができる。

ホームページアドレス

<http://www.pref.saitama.lg.jp/A10/BE03/homepage/top.html>

(3) 参加資格審査の申請等

本入札に参加を希望する者は、入札参加表明書及び資格確認書類を持参により提出し、参加資格の確認を受けなければならない。

ア 提出場所

埼玉県荒川左岸北部下水道事務所 総務・管理担当

イ 提出期限

平成20年5月1日（木）から同月9日（金）まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

ウ 提出方法

日時を予約し、直接持参すること。

エ 結果の通知

入札参加資格要件を満たしているか否かの通知（確認結果通知書）は、平成20年5月16日（金）に郵送する。

(4) 入札・開札の場所及び日時

ア 場所

〒336-0026 埼玉県さいたま市南区辻8丁目27番20号 埼玉県荒川左岸北部下水道事務所 3階入札室

イ 日時

平成20年5月29日（木）午後3時30分

(5) 郵便による場合の入札書のあて先、受領期限及び提出方法

ア あて先

〒361-0023 埼玉県行田市長野952番1号 埼玉県荒川左岸北部下水道事務所 総務・管理担当

イ 受領期限

平成20年5月28日（水）午後5時（必着）

- ウ 提出方法  
書留郵便によること。
- 4 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(2) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条の規定に該当する入札書

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(7) 特記事項

平成20年度の歳入歳出予算が議決されなかつたとき、又は歳入歳出予算の当該金額に減額等があったときは、調達手続を延期し、又は停止することがある。

(8) その他詳細は、入札説明書による。

埼玉県国土建設部 第二十四号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十三年三月二十一日

埼玉県長 田 豊 臣

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

古利根川流域下水道東中継ポンプ場で使用する電気 予定使用電力量約354,545キロワット時

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 供給期間

平成20年7月1日(火)から平成21年6月30日(火)まで。ただし、平成21年度において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があり、履行業務の対価の支払いが困難となる場合、当該契約は解除する。

(4) 需要場所

東中継ポンプ場

(5) 入札方法

入札金額は、各入札者において設定する契約電力に対する単価（kW単価）及び使用電力量に対する単価（kWh単価。同一月においては単一のものとする。）を根拠（小数点以下を含むことができる。）とし、県が提示する契約電力及び予定使用電力量の対価とすること。

なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 入札に参加することができる者は、本入札に参加するために必要な資格確認を受けた者に限る。

(2) 入札参加者の資格

入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 国又は地方自治体において電力調達の契約に係る指名停止等の措置を受けていない者であること。

ウ 埼玉県物品の買入れ等の契約に係る暴力団排除措置要領（平成19年3月27日付け出物1153号）に基づく指名除外措置を受けていない者であること。

エ 物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要領（平成8年6月13日付け出物第180号）に基づく指名停止期間中でない者であること。

オ 電気事業法（昭和39年法律第170号）第3条第1項の規定による許可（同条第2項の一般電気事業に係るものに限る。）を得ている者又は同法第16条の2第1項の規定による特定規模電気事業の届出を行っている者であること。

カ 上記1(1)の数量の電気を供給する能力を有する者であること。

(3) 参加資格要件の確認基準日

平成20年5月9日（金）とする。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒361-0023 埼玉県行田市長野952番1号 埼玉県荒川左岸北部下水道事務所 総務・管理担当 榊 智恵子 電話048-564-0018

(2) 入札説明書の交付場所及び期間

ア 場所

埼玉県荒川左岸北部下水道事務所

イ 期間

平成20年3月21日（金）から同年4月30日（水）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時まで。

なお、埼玉県荒川左岸北部下水道事務所ホームページからも入手することができる。

ホームページアドレス

<http://www.pref.saitama.lg.jp/A10/BE03/homepage/top.html>

(3) 参加資格審査の申請等

本人札に参加を希望する者は、入札参加表明書及び資格確認書類を持参により提出し、参加資格の確認を受けなければならない。

ア 提出場所

埼玉県荒川左岸北部下水道事務所 総務・管理担当

イ 提出期限

平成20年5月1日（木）から同月9日（金）まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

ウ 提出方法

日時を予約し、直接持参すること。

エ 結果の通知

入札参加資格要件を満たしているか否かの通知（確認結果通知書）は、平成20年5月16日（金）に郵送する。

(4) 入札・開札の場所及び日時

ア 場所

〒336-0026 埼玉県さいたま市南区辻8丁目27番20号 埼玉県荒川左岸南部下水道事務所 3階入札室

イ 日時

平成20年5月29日（木）午後4時

(5) 郵便による場合の入札書のあて先、受領期限及び提出方法

ア あて先

〒361-0023 埼玉県行田市長野952番1号 埼玉県荒川左岸北部下水道事務所 総務・管理担当

イ 受領期限

平成20年5月28日（水）午後5時（必着）

ウ 提出方法

書留郵便によること。

4 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗

じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(2) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条の規定に該当する入札書

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(7) 特記事項

平成20年度の歳入歳出予算が議決されなかつたとき、又は歳入歳出予算の当該金額に減額等があつたときは、調達手続を延期し、又は停止することがある。

(8) その他詳細は、入札説明書による。

埼玉県告示第四百二十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百一十号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したの

で、公告する。

平成二十年三月二十一日

埼玉県知事 上田清司

一 許可番号

平成二十年二月六日

指令飯整第一九〇〇三六一号

二 検査済証番号

平成二十年三月十三日第百十四号

三 開発区域に含まれる地域の名称

入間郡毛呂山町大字下川原字表一〇

二一番の一部、町道三〇六五号線の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

坂戸市南町一六番四号

有限会社 幸和開発

代表取締役 関 俊一

埼玉県告示第四百二十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百一十号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年二月二十一日

埼玉県知事 上田清司

一 許可番号

平成十九年十月十九日

指令杉整第一九〇一三一〇号

二 検査済証番号

平成二十年三月十四日第百十五号

指令杉整第一九〇一三一〇号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡杉戸町大字堤根字前島四四四三一一、四四四四、四四四五一一

三 開発区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡杉戸町大字堤根字前島四四四三一一、四四四四、四四四五一一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北葛飾郡杉戸町大字堤根四四三〇一

一

中山 一

埼玉県告示第四百二十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百一十号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年三月二十一日

埼玉県知事 上田清司

一 許可番号

平成二十年三月五日

指令杉整第一九〇一八五一号

二 検査済証番号

平成二十年三月十四日第百十六号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡栗橋町東六丁目三二〇九番

一三二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都練馬区石神井町二丁目二六番

一一号

一建設株式会社

代表取締役 小泉 公善

代表取締役 小泉 公善

埼玉県さいたま県土整備事務所長告示第九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
 その関係図面は、平成二十年三月二十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路課及び埼玉県さいたま県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月二十一日

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 さいたま鳩ヶ谷線
- 三 道路の区域

| 旧新別 | 区                                    | 敷地の幅員<br>(メートル) | 延長<br>(メートル) | 備考               |
|-----|--------------------------------------|-----------------|--------------|------------------|
| 旧   | 鳩ヶ谷市本町二丁目一八三九番五地先から同市本町二丁目一八四二番二地先まで | 九・五八            | 二四・〇〇        | 地方特定道路(交通安全)整備事業 |
| 新   | 鳩ヶ谷市本町二丁目一八三九番五地先から同市本町二丁目一八四二番二地先まで | 一一・一七<br>一一・二三  |              |                  |

埼玉県さいたま県土整備事務所長告示第十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。  
 その関係図面は、平成二十年三月二十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路課

境課及び埼玉県さいたま県土整備事務所において一般の縦覧に供する。  
 平成二十年三月二十一日

埼玉県さいたま県土整備事務所長 中島直彦

| 路線名      | 供用開始の区間                              | 供用開始の期日     | 備考          |
|----------|--------------------------------------|-------------|-------------|
| さいたま鳩ヶ谷線 | 鳩ヶ谷市本町二丁目一八三九番五地先から同市本町二丁目一八四二番二地先まで | 平成二十年三月二十一日 | 延長二四・〇〇メートル |

埼玉県北本県土整備事務所長告示第六号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第七十三条第一項の規定により建築協定を認可したので、次のとおり公告する。

平成二十年三月二十一日

埼玉県北本県土整備事務所長

齊藤善孝

- 一 建築協定認可申請者の代表者の住所及び氏名(法人にあつては、主たる事

務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

北本市二ツ家二丁目一五二番地四三

鈴木昌武

- 二 建築協定区域

北本市二ツ家二丁目一五二番地六他

三七筆

埼玉県川越県土整備事務所長告示第六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。  
その関係図面は、平成二十年三月二十一日から三十日間埼玉県土整備部道路環

境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月二十一日

埼玉県川越県土整備事務所長 堀本 一夫

| 路線名    | 供用開始の区間                                                          | 供用開始の期日     | 備考           |
|--------|------------------------------------------------------------------|-------------|--------------|
| 三芳富士見線 | 入間郡三芳町大字藤久保字西九五五番一地先から同郡同町大字藤久保字西九五五番一〇地先まで(ただし、関係図面に表示する部分に限る。) | 平成二十年三月二十一日 | 延長一〇九・三〇メートル |

埼玉県川越県土整備事務所長告示第七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、平成二十年三月二十一日から三十日間埼玉県土整備部道路環  
境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月二十一日

埼玉県川越県土整備事務所長 堀本 一夫

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 三芳富士見線
- 三 道路の区域

| 旧新別 | 区間                                          | 敷地の幅員<br>(メートル) | 延長<br>(メートル) | 備考          |
|-----|---------------------------------------------|-----------------|--------------|-------------|
| 新   | 入間郡三芳町大字藤久保字東七七六番一地先から同郡同町大字藤久保字俣埜二六三番一地先まで | 一一・五〇<br>一一・六〇  | 四〇・八〇        | 交差点改良工事による。 |
| 旧   |                                             | 一六・五〇<br>二六・二〇  |              |             |

埼玉県川越県土整備事務所長告示第八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。  
その関係図面は、平成二十年三月二十一日から三十日間埼玉県土整備部道路環

境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月二十一日

埼玉県川越県土整備事務所長 堀本 一夫

|     |        |         |                                                                  |         |             |    |             |
|-----|--------|---------|------------------------------------------------------------------|---------|-------------|----|-------------|
| 路線名 | 三芳富士見線 | 供用開始の区間 | 入間郡三芳町大字藤久保字東七七六番一地先から同郡同町大字藤久保字俣埜二六三番一地先まで(ただし、関係図面に表示する部分に限る。) | 供用開始の期日 | 平成二十年三月二十一日 | 備考 | 延長二五・〇〇メートル |
|-----|--------|---------|------------------------------------------------------------------|---------|-------------|----|-------------|

埼玉県川越県土整備事務所長告示第九号  
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。  
 その関係図面は、平成二十年三月二十一日から三十日間埼玉県土整備部道路環

境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。  
 平成二十年三月二十一日

埼玉県川越県土整備事務所長 堀本 一夫

|     |       |         |                                                                          |         |             |    |             |
|-----|-------|---------|--------------------------------------------------------------------------|---------|-------------|----|-------------|
| 路線名 | 川越入間線 | 供用開始の区間 | 川越市大字今福(元川越分)字中台二七七八番二地先から同市大字今福(元川越分)字中台二七七八番一地先まで(ただし、関係図面に表示する部分に限る。) | 供用開始の期日 | 平成二十年三月二十一日 | 備考 | 延長二六・六三メートル |
|-----|-------|---------|--------------------------------------------------------------------------|---------|-------------|----|-------------|

埼玉県川越県土整備事務所長告示第十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十年三月二十一日から三十日間埼玉県土整備部道路環

境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。  
 平成二十年三月二十一日  
 一 道路の種類 県道  
 二 路線名 東大久保ふじみ野線  
 三 道路の区域  
 埼玉県川越県土整備事務所長 堀本 一夫

|     |   |                                    |                 |              |              |
|-----|---|------------------------------------|-----------------|--------------|--------------|
| 旧新別 | 旧 | 区間                                 | 敷地の幅員<br>(メートル) | 延長<br>(メートル) | 備考           |
| 新   | 旧 | ふじみ野市駒林字市金一〇一番一地先から同市駒林字市金一〇二番地先まで | 五・七五<br>五・九〇    | 一六・四〇        | 地方特定道路改築整備事業 |
|     |   |                                    | 一五・九〇<br>一六・二〇  |              |              |

埼玉県川越県土整備事務所長告示第十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。  
その関係図面は、平成二十年三月二十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環

境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。  
平成二十年三月二十一日

埼玉県川越県土整備事務所長 堀本 一夫

|     |           |         |                                                           |         |             |    |              |
|-----|-----------|---------|-----------------------------------------------------------|---------|-------------|----|--------------|
| 路線名 | 東大久保ふじみ野線 | 供用開始の区間 | ふじみ野市駒林字壱丁田一二五六番二地先から同市駒林字本町一六一番地先まで(ただし、関係図面に表示する部分に限る。) | 供用開始の期日 | 平成二十年三月二十一日 | 備考 | 延長一一三・五〇メートル |
|-----|-----------|---------|-----------------------------------------------------------|---------|-------------|----|--------------|

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第四十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、平成二十年三月二十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環  
境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月二十一日

埼玉県東松山県土整備事務所長 谷口 建一

|     |                                          |   |                                    |              |             |
|-----|------------------------------------------|---|------------------------------------|--------------|-------------|
| 旧新別 | 旧                                        | 区 | 敷地の幅員<br>(メートル)                    | 延長<br>(メートル) | 備考          |
| 新   | 東松山市大字松山字土用山二〇〇三番四地先から同市大字市ノ川字悪戸七七番三地先まで | 間 | 八・〇五<br>一三三・二〇<br>一三三・六五<br>一三三・二〇 | 三七・四〇        | 交通安全対策事業による |

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第四十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第一百三十号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年三月二十一日

埼玉県東松山県土整備事務所長

谷口 建一

一 許可番号

平成二十年一月十一日

第一八〇〇八八二号

二 検査済証番号

平成二十年三月十四日

第一九〇一七八号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡滑川町大字福田字上湯谷

三四九七―の一 部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

熊谷市石原一五〇六一―二 高砂ハイ

ツ石原二B―四〇―一

吉田 榮彌

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第四十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十年三月二十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環  
境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月二十一日

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 二百五十四号
- 三 道路の区域

| 旧新別 | 区                                           | 間 | 敷地の幅員<br>(メートル)           | 延長<br>(メートル) | 備考                           |
|-----|---------------------------------------------|---|---------------------------|--------------|------------------------------|
| 新   | 比企郡川島町大字中山字蛭田一一九番六地先から同郡同町大字中山字追出し四四三番一地先まで |   | 二七・八〇、<br>二七・八〇、<br>四四・〇〇 | 四四〇・〇〇       | 首都圏中央連絡自動車道川島インターチェンジ開通に伴う工事 |

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第四十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第九十号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年三月二十一日

- 一 許可番号 埼玉県東松山県土整備事務所長 谷口建一
- 二 検査済証番号 平成二十年三月十七日 第一九〇一八四号
- 三 開発区域に含まれる地域の名称 比企郡小川町大字大塚字小峯六二二一六、六二二一七
- 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名 比企郡小川町大字大塚一四二 荒井進矢

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十年三月二十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環  
境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月二十一日

- 一 道路の種類 県道
  - 二 路線名 広木折原線
  - 三 道路の区域
- 埼玉県熊谷県土整備事務所長 大塚哲史

| 新 | 旧 | 旧新別 | 区                                              | 間 | 敷地の幅員<br>(メートル)                    | 延長<br>(メートル) | 備                   | 考 |
|---|---|-----|------------------------------------------------|---|------------------------------------|--------------|---------------------|---|
|   |   |     | 大里郡寄居町大字末野字城山一九〇四番一地从先から同郡同町大字末野字箱石一二八四番一地从先まで |   | 一六・〇〇、<br>二五・〇〇<br>一五・〇〇、<br>二二・五〇 | 一八九・〇〇       | 地方道路交付金(改築)整備工事による。 |   |

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十年三月二十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環

境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月二十一日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 大塚哲史

| 路線名   | 供用開始の区間                                           | 供用開始の期日                | 備             | 考 |
|-------|---------------------------------------------------|------------------------|---------------|---|
| 広木折原線 | 大里郡寄居町大字末野字上大正寺五七三番一地从先から同郡同町大字末野字十人小路一五三五番一地从先まで | 平成二十年三月二十三日<br>午後三時三十分 | 延長九七八・二〇メートル。 |   |

埼玉県行田県土整備事務所長告示第二十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年三月二十一日

埼玉県行田県土整備事務所長

並木孝之

一 許可番号

平成二十年三月十三日

指令行整第一九〇〇五〇一号

二 検査済証番号

平成二十年三月十七日第四十七号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北埼玉郡大利根町大字北大桑字新井

四三七―三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県北埼玉郡大利根町大字北大桑

四三七―一

萩原利一

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十年三月二十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環

平成二十年三月二十一日

埼玉県越谷県土整備事務所長 内村 寛

一 道路の種類 県道

二 路線名 春日部久喜線

三 道路の区域

| 旧新別 | 区                                   | 間 | 敷地の幅員<br>(メートル) | 延<br>(メートル) | 長 | 備                                                              | 考 |
|-----|-------------------------------------|---|-----------------|-------------|---|----------------------------------------------------------------|---|
| 旧A  | 春日部市粕壁三丁目七〇六二番地先から同市梅田一丁目一〇六番一四地先まで |   | 四・九〇<br>一三・九〇   | 二五九・〇〇      |   |                                                                |   |
| 新A  |                                     |   |                 |             |   | 地方特定道路(改築)整備工事<br>新Bは橋梁架換えのための仮道設置であり、一部区間を<br>県道惣新田春日部線に重用する。 |   |
| 新B  | 春日部市粕壁三丁目七〇六一番地先から同市梅田一丁目一〇六番一四地先まで |   | 九・〇〇<br>一八・二四   | 三三一・五〇      |   |                                                                |   |

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第二十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の

区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十年三月二十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環  
境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月二十一日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 榎本恵樹

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 境杉戸線
- 三 道路の区域

| 旧新別 | 区                                               | 間 | 敷地の幅員<br>(メートル) | 延<br>(メートル) | 長 | 備                       | 考 |
|-----|-------------------------------------------------|---|-----------------|-------------|---|-------------------------|---|
| 旧新A | 北葛飾郡杉戸町大字本島字六八二七一四番地先から同郡同町大字杉戸字十八丁二八一九番三地先まで   |   | 一〇・〇〇<br>二四・〇〇  | 一四一・八〇      |   |                         |   |
| 旧B  | 北葛飾郡杉戸町大字本島字六八二六七六番一地先から同郡同町大字杉戸字与左エ門二六〇四番一地先まで |   | 六・五〇<br>一三三・五〇  | 五四・三〇       |   | 長八橋架換工事完了のため、仮橋を撤去するもの。 |   |

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第三十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十年三月二十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環

境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月二十一日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 榎本恵樹

| 路線名     | 供用開始の区間                                        | 供用開始の期日     | 備考           |
|---------|------------------------------------------------|-------------|--------------|
| 境 杉 戸 線 | 北葛飾郡杉戸町大字本島字六八 二七二四番地先から同郡同町大字杉戸字十八丁二八一九番三地先まで | 平成二十年三月二十一日 | 延長一四一・八〇メートル |

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第三十八号

都市計画法(昭和四十二年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年三月二十一日

埼玉県杉戸県土整備事務所長

榎本 恵 樹

一 許可番号

平成二十年一月二十三日

指令杉整第一九〇〇六三二号

二 検査済証番号

平成二十年三月十四日

杉整第一八九四一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡栗橋町大字北広島字亀尻屋敷四五二一三、四五二一四、四五三一〇、四五三一三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北葛飾郡栗橋町南栗橋二丁目五番一

号 下代 隆

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第三十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年三月二十一日

埼玉県杉戸県土整備事務所長

榎本 恵 樹

一 許可番号

平成十九年九月二十一日

指令杉整第一九〇一八〇号

二 検査済証番号

平成二十年三月十四日

杉整第一八九六一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡杉戸町大字下高野字熊之面

前八〇〇一一〇

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北葛飾郡杉戸町高野台南一丁目七番

地二 ロイヤルプラザ長戸路一〇五

倉持 一広

埼玉県公営企業告示第二号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第百六十七号)第六十七号の五第一項の規定に基づき、政府調達に関する協定が適用される建設工事の請負契約、建設工事に係る設計、調査及び測量の業務の委託(以下これを「建設工事の請負等の契約」という。)のうち、平成二十年度において埼玉県公営企業管理者及びその委任を受けた者が締結する契約の一般競争入札に参加する者に必要な資格等について、次のとおり定めた。

平成二十年三月二十一日

埼玉県公営企業管理者

今井 大 輔

一 一般競争入札に参加する者に必要な資格

建設工事の請負等の契約の一般競争入札に参加することができる者は、入札参加資格認定申請をして、資格がある旨の認定(以下「認定」という。)

を受け、被認定者名簿に記載された者

とする。

二 認定を受けることができない者

次のいずれかに該当する者は、認定を受けることができない。

イ 地方自治法施行令第百六十七号の

四第一項の規定に該当する者

ロ 埼玉県公営企業財務規程(昭和三十

九年)埼玉県公営企業管理規程第五

号)第百二十条の規定により、埼玉

県公営企業管理者及びその委任を受

けた者が締結する契約の一般競争入

札に参加させないこととされた者

ハ 埼玉県企業局建設工事請負等競争

入札参加者の資格等に関する規程

(昭和五十八年)埼玉県公営企業告示

第一号)第三条の規定により、埼玉

県建設工事請負等競争入札参加者の

資格等に関する規程(平成六年)埼玉

県告示第千八百号)第十四条第一項

第四号若しくは第五号又は同条第二

項第二号の規定により資格者名簿か

ら抹消され、当該抹消の日から二年

を経過していない者

ニ 入札公告日以後開札日までに、埼

玉県企業局建設工事等暴力団排除措置要綱(平成八年四月一日施行。公営企業管理者決裁)に基づく指名除外の措置を受けている期間がある者  
 ホ 入札公告日以後開札日までに、企業局の発注する建設工事等及び物品の買入れ等の契約に係る指名停止等の措置要領(平成元年一月十三日施行。公営企業管理者決裁)に基づく指名停止の措置を受けている期間がある者

へ 建設工事の請負契約にあつては、次のいずれかに該当する者

- (1) 建設業法(昭和二十四年法律第百号)第三条第一項の規定による許可を受けていない者
- (2) 入札参加資格認定を申請した日から一年七月前の日以後の日を審査基準日とする建設業法第二十七条の二十三第一項の規定による経営に関する客観的事項についての審査(以下「経営事項審査」という。)を受けていない者

ト 測量業務の委託契約にあつては、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第五十五条第一項の規定による登録を受けていない者

チ 建築関連コンサルタント業務の委託契約にあつては、建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第二十三条第一項の規定による登録を受けていない者

リ 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)がその事業活動を支配している場合その他暴力団員との関係が特に認められる場合であつて、公営企業管理者が不適格と認める者

三 認定を受けるための要件

認定を受けるための要件は、次に掲げる事項について定める。

イ 建設工事の請負契約にあつては、入札参加資格認定を申請した日から一年七月前の日以後の日を審査基準日とする経営事項審査の総合評定値

ロ 年間平均完成工事高、年間平均業務実績高又は年間平均売上高

ハ 自己資本額

四 認定申請の方法及び資格の有効期間

入札公告において定める。

埼玉県教委告示第二十号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成二十年三月二十一日

埼玉県教育委員会委員長

高橋 史朗

一日時

平成二十年三月二十六日

午前九時三十分

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一三 議題

一 号 教職員の人事について

埼玉県教育局教育委員会室

ロ その他

埼玉県選管告示第二十四号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第六十一条第三項の規定により、さいたま市選挙管理委員会から、同条第一項第三号の施設を次のとおり指定した旨の報告があつた。

平成二十年三月二十一日

埼玉県選挙管理委員会委員長 高 篠 包

| 施設の名称        | 所在地               | 管理者    | 収容人員 |
|--------------|-------------------|--------|------|
| 浦和コミュニティセンター | さいたま市浦和区東高砂町一一番一号 | さいたま市長 | 四〇〇人 |

埼玉県選管告示第二十五号

さいたま市選挙管理委員会から、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第六十一条第一項第三号の規定に基づき指定した次の個人演説会等施設について、その指定を取り消した旨の報告があつた。

平成二十年三月二十一日

埼玉県選挙管理委員会委員長 高 篠 包

| 施設の名称          | 所在地               | 管理者    | 収容人員 |
|----------------|-------------------|--------|------|
| 浦和岸町コミュニティセンター | さいたま市浦和区岸町五丁目一番三号 | さいたま市長 | 一〇〇人 |

埼玉県内水面漁場管理委員会告示第一号(七号)第六十七条第一項及び第百三十条

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十)第四項の規定により、水産動植物の保護

を図るため、次のとおり指示する。

平成二十年三月二十一日

埼玉県内水面漁場管理委員会会長

池田勝彦

一 指示内容

コクチバスを採捕した者は、採捕した河川及びその連続する水域にこれを再び放してはならない。ただし、公的機関が試験研究に供する目的で行う場合で、埼玉県内水面漁場管理委員会が承認したときは、この限りでない。

二 対象区域

荒川、入間川、越辺川、有間川及び神流川

三 指示期間

平成二十年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで

|      |                                                                                   |
|------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| 発行日  | 毎週<br>火曜日・金曜日                                                                     |
| 購読料金 | 一年四万三千四百円<br>(郵便料金を含む)                                                            |
| 発行者  | 埼玉県<br>さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一〇<br>四八―八二四―二二一（代表）                                       |
|      | 埼玉県<br>埼玉県警ホームページ<br>http://www.pref.saitama.lg.jp/A01/BA00/kenpouhome/fr_top.htm |
| 印刷所  | 関東図書株式会社<br>さいたま市南区別所三―一―〇<br>四八―八六二―二九〇（代表）                                      |